

一人暮らしの母親を久しぶりに訪ねると、見覚えのない様々な商品が部屋や押し入れにあった。「親切にしてくれる人がいて、その人から買った」と言う。今後、母に不要な契約をさせないためには、どうすればよいか。

(50歳代男性)

高齢者など、判断力の衰えてきた人の消費者トラブルを防ぐポイントは、家族や周囲の方の「見守り」と「気付き」です。

判断力が衰えている人は、被害に遭いやすい反面、だまされた自覚を持ちづらいものです。

一人暮らしや、日中、一人で家にいる高齢者は誰にも相談しない傾向があり、周囲も気付きにくいケースが多いのです。悪質な業者はそれらを把握した上で狙っており、注意が必要です。

日頃から、住まいの様子や言動、態度に変化や不審な点がないか気を付けましょう。「不審な電話勧誘はすぐ切る」「必要のない訪問販売はきっぱり断る」といった未然防止策や、「すぐに契約したりお金を払ったりせず、家族や周囲に相談する」などの対応策を日頃から伝えてください。

変化に気付いた際は「買い物の勧誘を受けていないか」「必要な契約か」「誰から何の話を聞いたのか」などを尋ねましょう。消費者トラブルの具体的な手口を話し、類似の誘いがなかったか確かめることも大切です。本人に認識がなくても、被害に気付くきっかけとなるかもしれません。

疑いがあれば、すぐに消費生活センターに相談してください。家族だけでなく、ホームヘルパーや地域包括支援センターの職員なども相談できます。

被害を防ぐため「成年後見制度」の利用も有効です。判断能力が不十分な方の財産管理などを、後見人が代わりに行うものです。

困った時や不安な時は消費生活センターへ。電話「188」番で、最寄りの相談窓口につながります。